

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付について（12月18日更新。赤字が変更点です。）

新型コロナウイルス感染症の影響で、収入減により生活が困難な方への支援策として、生活福祉資金貸付事業を活用した特例措置が設けられました。

※受付期間が令和3年3月末までに延長されました。

※お申し込みは、必要書類をご用意いただき、原則郵送にてお願いいたします。

- ・制度についての詳細は神奈川県社会福祉協議会ホームページをご覧ください。

http://www.knsyk.jp/s/shiru/kashitsuke_kinkyu_corona.html

申請書類の取得方法

- ①神奈川県社会福祉協議会のホームページから申請書類をダウンロード

http://www.knsyk.jp/s/shiru/kashitsuke_kinkyu_corona.html

- ②葉山町社会福祉協議会に電話をして、申請書類を請求

- ・必要な情報の聞き取りをさせていただいた上で、申請書類を送付いたします。

葉山町社会福祉協議会	
受付時間	月曜日から金曜日（祝日を除く） 9時00分～16時00分
電話番号	046-875-9889

申請書類の提出先

240-0112 葉山町堀内 2220 社会福祉法人 葉山町社会福祉協議会 行
--

- ・記入例を参考に、申込書類をご記入の上、添付書類と併せてお申し込みください。
- ・記入漏れや不備等があった場合は、電話確認させていただく場合や、再度提出していただく場合があります。書類がすべて整った時点での受付となります。
- ・ご事情がある場合は、電話予約の上で来所相談も対応いたします。
- ・即日貸付ではありません。**12月現在、申請書類を県社協で受理してから審査決定までは、緊急小口資金は1週間～10日程度、総合支援資金は1か月～1か月半程度の日数を要しています。**
- ・労働金庫と郵便局での緊急小口資金の申請受付は9/30で終了しています。現在は葉山町社会福祉協議会のみで受付をしております。

（お問い合わせ）

社会福祉法人 葉山町社会福祉協議会
〒240-0112
葉山町堀内 2220 福祉文化会館内
TEL：046-875-9889
FAX：046-876-1873